

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 ケアラー、介護する人を社会で支えるしくみをつくろう

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

1990年代、高齢化がすすむ中、2000年に高齢者を社会全体で支える制度として介護保険制度が創設されました。利用者が介護サービスを選択できるようになり、在宅サービスの充実化にも重点がおかれ、家族だけに介護負担を負わせるのではなく社会で介護していく時代が始まると云われました。しかし、2016年国民生活基礎調査では、介護する人される人がともに75歳以上という世帯が初めて3割を超えたことが示されています。さらに今増えている介護する家族の実態は、別居、遠距離で通いながら介護、子育てしながら介護、就学・就活・婚活しながら介護、通院しながら介護、そして働きながら配偶者や親を介護するなど、また在宅介護を担うのは夫や息子という男性介護者も全体の3割以上を占めています。ケアラーとは、高齢者介護だけでなく、障がいのある子どもを育てている、仕事を辞めてひとりで親の介護をしている、アルコールや薬物依存やひきこもり等の家族をケアしている人などをいい、ケアラーには18歳以下の若者や子ども、また80歳以上の高齢者もいるのです。介護する人への社会的な支援は圧倒的に不足しています。多様な介護者が増えており、自分がケアラーであることの自覚がなく支援を求めないまま頑張りすぎてしまう人、さらに子どもや若者によるケア、ダブルケアなど様々な課題も見えてきています。ケアをする人のすべてを支援の対象とするケアラー支援をすすめるため、以下の質問をします。

1. ケアラー(介護する人)の状況について、市としてどのように捉えているか
2. ヤングケアラー・ダブルケアラーについての認識と現状を伺います。
3. 家族介護者の仕事と介護の両立に向けた支援として、実施していること、また実施できることは何か。
4. 自治体・地域のケアラー支援として、ケアラー手帳、ケアラーズカフェ、ケアラーアセスメントなどの取り組みが行われています、市として見解を伺います。
5. ケアラー(介護する人)を支援するための施策を総合的および計画的に推進するために、「仮称こだいらケアラー支援条例」をつくってはどうか、見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

平成31年2月14日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 平野 ひろみ

受付番号【 】

26	25	24	23